



我孫子市

Abiko city

生活保護業務における事務処理誤りについて

生活保護業務において、事務処理が適切に行われなかったことにより、生活保護費の支給誤りがありました。

行政に対する市民の皆さまの信頼を損ねたことを深くお詫びするとともに、信頼の回復と一層の再発防止に努めてまいります。

1 概要

生活保護世帯の世帯員に係る児童養育加算について、中学校を卒業した後も削除しなかったため、過支給を発生させてしまいました。また、同世帯員に対する通学交通費認定の入力を誤り、同様に過支給を発生させてしまいました。

・過支給の額（対象1世帯）

内 容	期 間	金 額
児童養育加算	H26年 4月～H28年 8月	270,000円
通学交通費	H27年 12月～H28年 10月	177,500円
合 計		447,500円

2 経緯及び原因

生活保護業務担当職員（以下「当該職員」という。）が生活保護費支給対象1世帯の世帯員の中学卒業により児童養育加算を外すべき処理を忘れたため、上記の期間過支給となってしまいました。

さらに、当該職員が世帯員の高校通学交通費として、6ヶ月の通学定期代を認定支給したが、毎月支給項目として誤って入力したため、同様に過支給となってしまいました。

この間、加算項目や毎月の認定額項目に変動がないことから、査察指導員もチェックできませんでしたが、児童養育加算の過支給は、平成28年8月に当該職員が気づき訂正処理を、高校通学交通費の過支給は10月に査察指導員が支給誤りに気づき訂正処理を行いました。

この過支給については、収入認定などの通常の保護費の算定処理と同様と考え、生活保護法第63条により返還を求める方針を決定し、支給対象者と返還についての協議を継続して進めてきました。

平成29年8月に返還に応じられない旨の意思表示が支給対象者からあったため、9月に顧問弁護士に相談しました。その結果、東京地裁での同様の事務処理誤りによる過支給に対する判例が示されたため、返還を求めないことを決定しました。

今回の事案が発覚後、当該職員以外のケース及び課内の他の職員のケースについても同様の事務処理がないか調査したところ、事例はありませんでした。

当該職員に対しては、所属長から厳重注意を行うとともに、生活保護担当の他の職員に対し注意喚起

を行いました。

また、過支給の事案発生当時を含めた担当部長と担当課長については、生活保護費決定に関わっていることから、その職責を踏まえ、11月10日に副市長からの厳重注意処分としました。

3 今後の対応と再発防止

課内での再発防止策に加え、全庁での事務処理誤りの再発防止に取り組むため、事務処理ミス防止の方針を定め、その徹底を図ってまいります。

【問い合わせ】

我孫子市健康福祉部社会福祉課

☎ 04-7185-1111 (内線307)